

# 弘前藩日記目録

(六)

弘前藩政史研究会編

(延宝八庚申年六月大)

廿三庚辰日 晴 風

1 殊右行内ら登城 2 広須御派より雛鶴一羽進上

廿四辛巳日 晴 風 (記事なし)

廿五壬午日 晴

1、江戸より飛脚

廿六癸未日 晴

1、銅山への百姓役、今年は何年か三分の一

廿七甲申日 晴 風

1、江戸へ飛脚

廿八乙酉日 晴

1 御礼返し

廿九丙戌日 晴

1 惣知行組頭出銀高の上納を命ず 2 隠居様より表

へ返された歩行並六人之者の出銀の儀につき

卅丁亥日 晴 未刻雷発申刻雨

1、佐藤五郎右行内江戸より下着 2 跡式許可と殿様

の判形改めるよう申し来る 3 跡式許可

延宝八庚申年七月小

一戊子日 晴 雨

1、恒例の諸御礼

二己丑日 雨

1 式日寄合

三庚寅日 晴

1、進藤庄兵衛忌明登城

四辛卯日 晴

1 添田理兵衛二十三回忌の香奠につき申来る

五壬辰日 晴

1 強清水ら江戸より下着 2 葎秀寺で施餓鬼

3 4、右の張番など 5 北村殊右行内葎秀寺へ参詣

六癸巳日 雨

1、本城の金蔵棟上 2、三森村明神堂にて夜死あり

3、町人の法射は、町奉行の差回を受くべきこと

七甲午日 雨

1、例年の諸御礼 2、張番の御規式

八乙未日 晴

1、別条返し

九丙申日 雨

1、別条返し

十一酉日 雨

1. 鷹の雲雀 2. 神明堂で雨上祭

十一戌戌日 晴

1. 鷹の雲雀を外記へ 2. 江戸へ飛脚 3. 大阪情報

寺の老母、大坂へ引越す

十二亥日 晴 凧

1. 鷹の雲雀を外記へ

十三庚子日 晴

1. 鷹の雲雀を外記へ

十四辛丑日 晴

1. 4. 長勝寺・報恩寺で施餓鬼

十五壬寅日 晴

1. 文昌院、報恩寺へ参詣

十六癸卯日 晴 酉刻雨

1. 江戸より飛脚（内容は十七日の記事）

十七甲辰日 雨

1. 殿様、六月晦日稽進場の由 2. 上野で巖有院法事

執行 3. 殿様若殿様、上野へ参詣 4. 巖有院よ

り若殿様、主殿御道具舞領 5. 来る十日、本丸へ

移徒並ばさるにつき大名より樽肴献上 6. 増上寺

にて信濃守へ和泉守より意趣あり及傷の報告

7. 跡式許可 8. 存生中に養子頼申立てないので跡式

不許可 9. 徳領喜太郎病死の由

十八乙巳日 晴 夜雨

1. 別条存し

十九丙午日 晴 夜雨

1. 鷹の雲雀を外記へ

廿丁未日 晴

1. 外記登城 2. 鷹の雲雀を外記へ

廿一戊申日 雨

1. 外記登城 2. 鷹の雲雀を外記へ

廿二己酉日 雨

1. 式日寄合

廿三庚戌日 晴

1. 江戸より飛脚 2. 御本丸へ御移徒につき御祝のた

め諸大名ら登城 3. 十一日諸大名より樽肴献上

4. 初御目見の儀につき沙汰存し 5. 將軍宣下のこと

6. 將軍宣下まで殿様殿存し 7. 去る六日御隠去様へ

御祝 8. 十日の晩、隠居様、殿様を祝う 9. 御

城米の枚、年々新しく入替えるよう命ず 10. 跡式

許可

廿四辛亥日 晴 凧夜雨

1. 別条存し

廿五壬子日 晴 凧

1. 別条存し

廿六癸丑日 凧

1. 江戸へ飛脚 2. 家中茂合出銀百二十二両を江戸へ

送る

廿七甲寅日 晦 夙夜雨

1. 別条なし

廿八乙卯日 晦 (申は卯のまちがい)

1. 恒例の諸御礼 2. 船水伝三郎江戸より下着

廿九丙酉日 晦 (酉は辰のまちがい)

1. 大蔵殿へ例年の通り、端午の御帷子を置わす

延宝八年庚申八月大

一丁巳日 晦

1. 恒例の諸御礼 2. 蒸番御定法の通り

二戊午日 晦 卯刻細雨

1. 式日寄合 2. 厩町にて例年のように在々駒寄せ

三己未日 晦

1. 寄合所え弥右征内出座、其の外の御役人中罷出づ

四庚申日 卯刻細雨 晦

1. 千葉源右征内、八木橋空兵征申立の湯口直番所の着

鉄炮一丁、玉葉、芝御蔵より渡す

五辛酉日 辰刻細雨終夜大雨 (記事なし)

六壬戌日 晦 終夜大雨

1. 江戸より飛脚 2. 去月廿二日御代替の御目見首尾

能く、卯の中刻登城、太刀目録献上、巳刻退出、徳

松様へも御祝儀に御出、それより老中、若年寄へ御

出、昼前御帰りの由、3. 4. 同じく御台様へも祝儀、

5. 御代替の御目見七月二十一日、甲府様、御三家、御

普代衆、その他、廿二日御三家方々の御子息、御回

取衆、外様大名方 6. 榎目相統許可 7. 8. 榎目

相統許可(=) 9. 前髪取仰付 10. 当冬献上の銚は

入倉に致すように

七癸亥日 雨

1. 寄合なし

八甲子日 雨

1. 江戸へ飛脚

九乙丑日 晴 未刻大雨

1. 別条なし

十丙寅日 晴 夙

1. 江戸より飛脚 御用狀三區、御代替につき柳川豊前

殿の儀公儀江戸上候処、別紙箇条書の通仰越につき

素庵へ、飛脚刻限通り故一人につき銀一枚つかわす

十一丁卯日 晦 夜雨

1. 別条なし

十二戊辰日 昨夜雨及今辰刻 晦

1. 寄合なし 2. 江戸へ飛脚、道中七日、増銀虚わす

3. 弥右征内他二人素庵より承届の竟

柳川豊前殿、寛永十二亥年三月十二日御預りの事

4. 預を仰せ渡されし場所、松平伊豆守宅、出座の人は

井伊掃部頭、土井大炊頭、酒井謙岐守、松平伊豆守

御目付水野河内守、柳生但馬守六人列座にて、酒井

謙岐守仰られ候は

其方無調法故如何様に申付けらるべく思召され候得共、権現様召仕われ候者の儀に候向、津輕土佐守殿御預け、

と豊前仰られ候事

5.伊豆守宅江土佐守様、渡辺四書同直にて御出、豊前を御請取成りせられ候、其の節讃岐守、口上

今度土佐守殿へ豊前殿御預に候、豊前殿も若き人の事に候向、御目を遣わされ候得と、御挨拶仰られ候由の事

6.御請取神田屋敷御書院の小座敷の向御首座、四書付添の由

7.道中警固の伊藤六右衛門、岩崎定右衛門二騎並に歩行六人、中向二十人、豊前の家来、公儀の差図により七人御供

8.三月十二日上屋敷江御出一日逗留、十四日江戸発定、道中廿一日振、当地塩館町山科奥右衛門という、扶持町人の所に下着、四、五日休息の上、四の郭へ御移り、七年住居、巳年四月中旬火災、湯口村の古城に移り、其後成年只今の所へ御住居の事

9.御仕付にて候向、殿差振置出候様にと大坂頭仰られ候由の事

10.丸腰にて御屋敷に御出、其後江戸発定守都宮にて右、六右衛門、定右衛門兩人より豊前口殿差相渡、同所にて家来七人に毛刃、殿差相渡候由

11.江戸親類中好身方に御状の通路、其時御用人を以て土佐守様江窺の儀、苦しからざる由、御意につき只今に御状送附有る由

12.御預の節、豊前年三十三才、行年七十八才

13.豊前先祖の段、印符一區を以て殿様へ仰上られ候、是は御差図にて、宗対馬守様と豊前と出入発端御物語の由、別紙書付、差登申候事

14.豊前知行所は肥前の田代領其部宮の番にて高二千石官位下諸大夫、年十二才より十四才まで、権現様御小姓の由、十四才の時、台徳院様江戸神田屋敷往領度々御上洛の御供、大猷院様御代初の御上落行幸御供成せられ候由、其外紅葉山上野増上寺方々御供、勿論月三度の御礼其外、度々登城、御番は仰付られざる由

15.豊前甲總の儀、御預の節、土佐守、渡辺四書窺候由、江戸には口入儀、道中に出候ては御心次才と仰せられ候につき道中小山にて落髮、素庵と名改め候由、16.預りの時、召連候家来何人、公儀江仰上られ候者の名、只今の人数何程御座候哉と御尋申候頃は公儀へ申上候家来一人も御座なく候由、其節召連の家来又、只今の家来人数別紙書付差登せ候

右箇条の區素庵の物語書付今朝飛脚にて17.豊前、此方へ預りの節、伊豆守玄朗、井上筑後守御出、柗川豊前、津輕土佐守へ預候、津輕江御供の者

も家来残らず相傳候得と仰渡ある由

18 豊前御出の節、伊豆守官玄嶺口向上述乗物置く、伊

豆守の差四による由、丸障故かと、素巻申し候、此

方より、竹森助之丞、上田四郎左江門、其の他大勢

にて、乗物を取遣ひ屋敷迄、土佐守、図書同直にて

産敷へ通る由

19 公儀よりは、侍三人、仲間四人との事であつたが、

仲間は一季有故、侍令七人召連申度き由仰せられ、

尤もの由と、

20 巳年の火事の際諸道具焼失の由

十三己巳日 場

1. 別条なし

十四庚午日 場

1. 別条なし

十五辛未日 庵 申刻大雨及酉刻

1. 恒例の諸御礼

十六壬申日 庵

1. 馬袴へにつき馬方へ 2. 右につき一内重臣に申渡

十七癸酉日 昨夜刻地震卯刻雨及辰刻

1. 別条無し

十八甲戌日 場

1. 別条無し

八月七日に小山釜之丞よりの書状とその区事の事 各二

十九乙亥日 卯刻雨及辰刻

1. 別条無し

廿丙子日 雨風

1. 別条無し

廿一丁丑日 雨

1. 別条無し

廿二戊寅日 雨

1. 十八日丑刻、松神村火事八軒、明屋一軒焼失、右に

より湯命の由、一軒につき米一俵遣す

2. 江戸より飛脚、栗原泰芸について 3. 4. 泰芸にの

いて、 5. 梶川左門について 6. 和泉屋宗寿、直

実と大商人の材木伐出運上の件 7. 能登守の奥方

の御出の事 8. 比判支丹奉行名字名申上のため書

付させ登す 廿三己卯日 雨

1. 昨廿二日、御用につき寄合場へ詠右江門、甚左江門

出座、諸役人も罷出づ 廿四庚辰日 卯刻雨

1. 江戸へ飛脚、七日振、蒸芸にのいて

廿五辛巳日 庵 未刻雨 (記事なし)

廿六壬午日 雨

1. 御殿町より三郭坂下の橋際、水押上床、坂下の屋敷

床上浸水 2. 龜申橋流落、材木場の材木少し流る

3. 田の郭、番所二尺水上り、土俵で詰める 4. 素庵

宅も床上浸水、弥右江門宅へ避難 5. 1-23 以下城

下洪水の有様(十九頃)

廿七癸未日 一昨申刻雨及今午刻此向時、大凡

1. 昨日の洪水で、田畑損失多く、牛馬溺死あり

廿八甲申日 晴

1. 2. 下の切へ洪水指上検分の使者(三) 3. 洪水にて

鰯ヶ沢、舞戸の大橋流失 4. 青森町、小橋落ち、

堤川の大橋小々いたむ

廿九乙酉日 晴

1. 洪水につぎ御用多く諸役人出仕

卅丙戌日 晴

1. 洪水の御用多く諸役人出仕 2. 洪水の状況報告の

飛脚江戸へ

定至八月庚申由八月大 月番 北村弥右江門

一丁亥日 晴

1. 恒例の諸御礼

二戊子日 晴 夜雨

1. 式日寄合 2. 去晦日加瀬村出火二軒焼失

三己丑日 雨及終夜

1. 別奈写し

四庚寅日 晴

1. 洪水に於いて御用ある故、寄合場へ弥右江門その他

出座 2. 江戸より飛脚

五辛卯日 晴 夜雨

1. 昨日の通り、寄合場へ各出座

六壬辰日 大雨及終夜 辰刻地震

1. 昨日の通り寄合場へ出座 2. 將軍宣下、諸大名登

城、殿様も無事登城御目見済む 3. 公方様官位進

而す 4. 殿様より、若殿様へ信重(後の信寿)と

名乗を下さる 5. 御代替につぎ領分吉支丹宗内、

十一月切相改申上ぐ可き由仰進りる。家中、在、

御町共に改むことを山屋長大夫より一戸惣兵衛に申

渡す 6. 若殿様名乗の字、家中諸士の名乗にある

ときは名取替申すべき由申渡す 7. 五兵衛その他

の藩へ湯治許可 8. 赤田儀左江門今度の洪水の廻

橋抱奉行仰付けらる

七癸巳日 晴 辰 巳刻地震

1. 式日寄合

八甲午日 晴

1. 御用につぎ寄合場に弥右江門、甚右江門産出座

2. 洪水につぎ、江戸へ飛脚

九乙未日 晴

1. 御用につぎ寄合場へ弥右江門その他 2. 江戸へ飛脚

十丙申日 晴

1. 昨日の如く寄合場へ

十一丁酉日 場

1. 昨日の如く寄合場へ 2. 大光寺他十二箇の代官、

郡奉行迄の申立、洪水不作の検見願許可 3. 鳴海

三左征門、今儀右征門を右に遣す 4. 木口四郎右

征門等書付を以て申立に就、惣検見申付く

十二戌戌日 場

1. 式日寄合 2. 花田土屋修理のため、十三日―十七

日の間、高百石に付人足六人宍差出さす

十三己亥日 庵 夜雨

1. 御用に就、弥右征門他出産

十四庚子日 昨夜大風雨及今終日 岩木山初雪

1. 昨日の如く寄合場 2. 在、検見の面々警詞

3. 藤藤庄兵征青森より帰り寄合へ

十五辛丑日 風雨

1. 恒例の諸御礼 2. 唐牛甚石征門病氣故不出

十六壬寅日 庵 岩木山雪 西刻大雨及終夜

1. 検見につき御用、寄合場へ 2. 甚石征門病氣不出

十七癸卯日 風夜雨

1. 式日寄合 2. 甚石征門病氣不出 3. 初種若黄鷹

一屆、金木村にて留む

十八甲辰日 庵 岩木山雪

1. 御用につき、寄合場へ 2. 法皇様先月十九日崩御

の由 3. 能登守様與方御局今日下着 4. 昨十七

日の若鷹江戸へ

十九乙巳日 場

1. 御用につき寄合

廿丙午日 庵 夜雨

1. 御用につき寄合出産 2. 若殿様御衣鋪番人代工藤

七郎左征門江戸へ 3. 若鷹鳥屋より

廿一丁未日 昨夜雨及終日

1. 別条存し

廿二戌申日 岩木川洪水西山虹庵風

1. 式日寄合

廿三己酉日 西山虹 庵 風

1. 御用につき甚石征門、その他役人出産 2. 巖有院

御灵屋入用の緒土百貫目差上可き旨、大久保加賀守

仰られ、能登守様より、殿様へ、よつて在所より差

上ることを申来る 3. 右緒土有ざる由申につき、

振申すべき候、前々より緒土掘候節ならず夫気荒

れ候様に風説南召に及はれ候向、時分見台掘申す候、

石一雨降続、作もの障に成候得者、土民の痛に罷成

候、納相済され、掘申す然るべき作ら、公儀の事故、

掘申すこと、水干その他、どのようか、畢竟当年中

に江戸にて差上度、慰召旨申来る。 5. 江戸への飛

脚危の御用二日延引につき斬罪を免じ、知行没收、

弘前所払 6. 同じく他の飛脚二日延引につき過料

銀三枚宛出させる 7. 軍役、武器のひちがた并同

帳面五冊下され、唐牛甚石征門請取る 8. 水希・

紙の古蔵只今の通りそのまま、今度出来の新蔵には  
いずれも移し申すまじき由仰出され、委細は下向の  
時分察奉るべき由 10、近在足輕惣小知行江戸詰の  
所、相当因縁の申問召され、御役後合御免、申来る  
11、惣足輕、惣小知行人定共に御留守中江戸詰のなき筈  
に申来る。参勤の年斗、右の者共の中より相詰申嘗  
に候、また、御入用の争分、江戸より申来り次第登  
らせ申すべき由、御免の儀にこれなき由申来る

廿四庚戌日 朝虹雨 晦

1、今月五日江戸発足の武器入の荷物昨晩着、用状無し  
廿五辛亥日 雨

1、寄合場へ甚右征内、役人出座  
廿六壬子日 晦 未刻雨

1、御用につき寄合  
廿七癸丑日 晦

1、式日寄合 2、江戸より飛脚 3、村軍宣下の御礼

十一、三日、駿様大紋にて十三日登城首尾よく済す  
4、今度、若殿様御目見の御願仰上られ、去る九日の晩

土井能登守様へ殿様同道にて御出、御礼廻り  
5、同じく去る十日、酒井雅業頭はじめ宿老に殿様同道

にて御目見願のあいさつ廻り 6、同じく朝老中よ  
り直に非須美濃守一御礼に 7、若殿様、御公儀合

せて御発明、御作法重紙に及び難く、御家の繁昌御  
結構に成せらる儀申来、何れも奉恐悦る、

8、去大目巳刻より大風并大潮出、江戸中大破の由、

四ヶ所の屋敷大破の由、 11、13内分限にて家中、  
在、の米買置ことを唐牛甚右征内へ申渡す由、申下

さる、出銀の立合人等 14、当年、洪水等にて米不  
足につき他領へ出すまじきこと、御意なきときは松

前、田名部へも 15、当秋惣検地、三名仰付らる  
16、渡辺次大夫の湯治暇許可 17、唐牛甚右征内伴、八

三郎十五才、苗袖許可 18、蔭苗孫右征内諸式同氏  
清三郎へ仰付け、只今通りに、

19、岩井屯右征内儀、奉公願、親の八右征内の通り  
20、22、尾太御山飯米の取り扱いについて(三)

23、西の郭の門の橋洪水にて破損に付江戸へ窺いの所、  
土手は家中に藁かせ、他は如何ようにも不自由なき

ように等々、  
24、28本城、郭の土居の修理に付き申渡す、以下修覆  
の件

29、33洪水により在ミ百姓、町人その困窮、取扱い、  
巡検下令

廿八丙寅日 晦

1、恒例の諸御礼 2、寄合出座  
廿九丁卯日 晦

1、寄合  
廿戌辰日 晦

1、別条なし